

農地法第3条 *許可申請に必要な添付書類等 (法人以外)

1. 申請農地の全部事項証明書 《前橋地方法務局渋川出張所》
2. 案内図 (住宅地図等 使用可)
3. 住民票 (両者・ご家族全員のもの) 《役場・町民サービス室》
4. 公図の写し

※ 下限面積・耕作状況確認の必要がありますので、町外に農地(自作地・借受地)をお持ちの方は、対象地の農業委員会で耕作証明書を取得し添付してください。

譲受人が吉岡町に在住していない場合

5. 耕作証明書 《譲受人が在住している農業委員会発行の証明書》
6. 通作経路図
居住地から申請農地までの順路・距離と所要時間を記載のこと。
7. 年間営農計画書 (新規就農者の場合も添付)

※ 申請代理人が申請する場合には委任状並びに確認書を添付してください。

○買受適格者証明願について

買受適格者証明願	2部
農地法第3条許可申請書及び添付書類一式の写し	1部
競売、公売に付される土地の期間入札の公告、公売広報の写し(公売の場合)等	1部
委任状並びに確認書(申請代理人が申請する場合)	1部
申請期間は、毎月21日～25日(25日が休日の場合は翌開庁日まで)	

※競売落札後は、裁判所より「落札者証明」の交付を受けて、農業委員会に農地法に基づく申請をして、許可を受けてください。

申請期間・・・毎月 21日 ～ 25日 (25日が休日の場合、翌開庁日)

農業委員会開催日・・・毎月 10日 (休日の場合、前後日)

※申請翌月の委員会にて審議します。

許可書交付・・・申請翌月12日頃 (電話にて連絡致しますので、印鑑をご持参下さい)

その他

・書類部数・・・正本1部

(許可申請書、添付書類は原則原本でお願い致します。)

※ 添付書類につきましては、発行から3ヶ月以内のものを使用してください。

注意事項

1. 農地法第3条第1項により農地を取得するためには、下記の要件を満たしている必要があります。

① 全部効率利用要件

現在自作・借受している農地の全てを効率的に耕作していること、取得する農地について効率的に耕作できる見込みであることが必要となります。そのため、申請後に農業委員会が自作・借受農地の耕作状況について、全て調査をします。申請時だけでなく、日常から耕作・維持管理を行っている必要があります。

② 農作業常時従事要件

権利を取得する者またはその世帯員等が、耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事する必要があります。具体的には年間150日以上の従事が必要となります。

③ 下限面積要件

自作地・借受地の面積を合計して40a以上の農地を所有していることが必要となります。

④ 地域との調和要件

地域の農地の集団化・農作業の効率化・その他周辺の地域における農地の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないこと。

2. 転用が予定されている農地については、原則として農地法第3条第1項の規定による許可を受けることが出来ません。その場合は、別途ご相談ください。

なお、その他、ご不明な点はお問い合わせください。

吉岡町農業委員会事務局

〒370-3692 北群馬郡吉岡町下野田560番地

TEL 0279-54-3111 / Fax 0279-54-8681